

## 京都市立病院紀要投稿規定

1. 本誌は京都市立病院の機関誌として年1回発行する。
2. **原則として**投稿者は本院の職員とする。但し当院職員以外の者であっても編集委員の承認を得た場合はこの限りでない。
3. 本誌の内容は主に医学およびこれに関連ある内容の論文とし、その他学術活動を広く記録する。なお論文は他誌に未発表のものに限る。

内容は、総説・研究・症例報告・院内合同研究発表会の論文・海外研修報告とCPC報告・院内研修会報告・研究業績集（原著・学会報告等）を中心とする。

また、本誌に投稿される研究・症例等患者を対象とした研究については、「執筆要領の倫理規定」を遵守すること。
4. 掲載論文の採否は編集委員が査読したうえで編集委員会で決定する。また、審査の結果、修正、削除、加筆を依頼することがある。内容等については著者が全責任を負うものとする。
5. 原稿執筆の要領は次のとおりとする。（詳細は「執筆要領」参照）
  - 1) 原稿はワープロ原稿で、A4版サイズを用い、原則として邦文とし、横書き、平カナ、当用漢字、現代カナ使用を使用する（デジタルデータをメールあるいはCD-Rにて提出すること。入力方法等については、別に定める）。
  - 2) 論文には英文タイトルおよびローマ字による著者名を併記する。
  - 3) 論文には5コ以内の日本語キーワードとそれに対応する英語のキーワードを、それぞれの要旨、Abstractのあとにつける。
  - 4) 論文には最初200字程度の和文要旨と最後に英文抄録をつける。
  - 5) 論文は総説、原著は400字詰め原稿用紙15枚、図表10枚以内、症例報告の場合は原稿用紙図表をあわせ15枚以内を原則とする。
  - 6) 図表原稿は明瞭に書き標題をつける（図は下方に、表は上方に）。写真は手札型のをA4版用紙に貼付する。デジタル原稿（画像・図表）はデータファイルとプリントをつける。
  - 7) 図表、写真の挿入箇所は原稿用紙の右欄に朱書する。
  - 8) 日本語で表せる用語は、できるだけ日本語で表し、外国語をさける。ただし、外国人名、地名、酵素名、生化学的な物質名、薬品名は原語またはカタカナを用いる。また、略名は最初の表記をフルネームにし括弧して略語を書くこと。
  - 9) 度量衡はC.G.S単位とし、km, mm, l, dl, kg, g, mg, mEq/l, mg/dlなどを用い、数字は算用数字を用いる。
  - 10) 文献は出現順に番号を付し、本文の終わりにまとめて記載する。

外国誌はList of Journals indexed for Medline、邦文誌は公式の略称または医学中央雑誌収載目録による。

雑誌の場合：著者名は3名までを全員を記載する。4名以上の著者の場合は3名までを記載し、「他」あるいは外国語文献の場合は「et al」とする。：表題、雑誌名 年号（西暦）；巻：頁-頁。

単行本の場合：著者名：題名。（in）書名、編著者名、出版地、出版社、出版年号（西暦）、頁-頁を記入する。
6. 編集の都合により原文の論旨を変えない範囲で著者に訂正を求めることがある。
7. 校正は著者が行い、誤植の訂正程度にとどめる。版の組みかえは行なわない。
8. 掲載料は無料とする。
9. 掲載原稿は原則として返還しない。返還を希望するものはあらかじめ編集委員に申し出ること。
10. 論文提出期日、編集要旨については編集委員会より別に定め掲示する。メ切りは厳守されたい。

〔執筆要領〕
11. 倫理規定

医学研究のための研究・症例報告は、医学・医療の進歩に貢献するための重要な役割を果たしている。

しかし、患者の生命、健康、プライバシーおよび尊厳をまもることは、医療者・研究者側の責務である。本誌に掲載する論文等において、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報には十分な配慮をしなければならない。患者のプライバシー保護のために以下のとおり定めます。

  - 1) 患者個人の特定が可能な氏名、ID、イニシャルまたは「呼び名」などの愛称は記載しない。
  - 2) 患者の住所は記載しない。ただし、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までは記載することを可とする。（京都府、京都市など）
  - 3) 治療経過の日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合はよい。
  - 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
  - 5) 既に他施設において診断・治療を受けている場合は、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合は、この限りではない。
  - 6) 人物写真の使用が不可欠な場合、目の部分を隠すなど対象者の身元が特定できないように配慮する。目疾患の場合は、顔全体がわからないように考慮する。
  - 7) 症例を特定できる生検、手術摘出標本、剖検、画像情報などに含まれる番号などは削除する。

以上の事項を配慮してもなお個人が特定化される場合には、発表に関する同意を患者（あるいは 家族）から得るか、当院の倫理委員会に検討を要請し承認を得ることとする。同意を得た場合は、その旨掲載記事に示されていることとする。

すべての医学研究のための基本原則は、世界医師会総会において承認されたヘルシンキ宣言に基づいており、「WMA 医の倫理マニュアル 日本語版／日本医師会 編」を参考にされたい。

## 12. 著作権

- 1) 本誌掲載された論文の著作権は京都市立病院に帰属する。（著作権法 第27条翻訳権・翻案権、第28条二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）なお本誌に掲載された論文等の著作物は、原則とし

て電子化（PDF 形式等）し、病院ホームページ・近畿病院図書室協議会共同リポジトリを通じてコンピュータネットワーク上に公開する。

- 2) 投稿する前に考慮すべき点として、重複または二重掲載のないこと（既に掲載されたことのある論文と本質的にオーバーラップしない）。学術集会において発表された報告など会議録もしくはそれに類似する形式の掲載以外正式に出版されていない場合は、その投稿を妨げる者ではない。
- 3) 投稿する論文に載せる図表（写真も含む）が既に公表されたものである場合、オリジナルの出典を明示し、必要に応じ、著作権所有者の書面による承諾を得ること。万一、執筆内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合は執筆者がその責を負う。

---

## 編集委員会

委員長	竹中秀也			
委員	岡野創造	田村真一	森友彦	
	小芝泰	坪内万祐子	長谷川和昭	
	熊原秀和	前田景子	岸本怜美	
	山口伸枝	森恵里子	原田真帆	
	谷口美樹	岡村寿子		

---

## 編集後記

岡野創造前編集委員長の後任として紀要編集委員長を拝命致しました。微力ながら歴史と伝統のある京都市立病院紀要の編集に尽力したいと思います。

京都市立病院紀要はこれまで年に2回紙の冊子として発刊されてきました。本誌の第40巻第2号の編集後記にありますように、岡野先生の進めてこられました改革により、印刷や郵送にかかるコストの削減と紙の消費を抑える目的で、本誌がペーパーレス化されることになりました。本年度（令和3年度、2021年度）から紙による冊子の発行を止め、インターネット上の公開だけになりました。すでに論文に関しては、平成30年よりKINTORE（近畿病院図書室協議会共同リポジトリ）を通じて全世界に公開されています。インターネットで「KINTORE」と検索すれば、「京都市立病院」の入り口が見つかります。今後は、「KINTORE」はそのまま残したうえで、論文だけではなく病院の業績などを含めた京都市立病院紀要の内容全部を病院のホームページ上で閲覧できるようになります。また、紙に印刷して製本する必要がなくなったので、発刊は年に1回にまとめることになりました。本誌の構成は、①総説・研究・症例、②地域医療フォーラム、③院内合同研究発表会論文、④海外研修報告、⑤CPC記録、⑥院内研修開催記録、⑦研究業績集となります。

さて本号第41巻では、論文や講演などいずれも興味深く読める内容となっております。ただ昨今の事情によりまして、海外研修は実施されておりませんので報告はありません。

末筆ながら紙面をお借りして、ご投稿いただいた皆さんや査読・校正・編集に携わって頂いた編集委員の方々に深謝致します。また、今回ホームページで閲覧できるようにご努力頂いた方々に感謝申し上げます。

紀要編集委員長 竹中秀也（皮膚科部長）

---

京都市立病院紀要 第41巻（通巻59号）2021年（令和3年）

編集者 京都市立病院紀要編集委員会  
発行者 黒田啓史

---